

議案第158号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「若しくは下水道」を「、下水道若しくは公園内に設置された便所の排水施設」に改め、同号を同項第2号とする。

第11条第1項第2号中「健康局」を「健康局又は西成区役所」に改める。

第12条第1項第4号中「ゆとりとみどり振興局」を「建設局」に改める。

第13条第1項第1号中「ゆとりとみどり振興局」を「経済戦略局」に改める。

第15条第1項中「第5条第1項第3号」を「第5条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

感染症予防救済従事者手当の支給対象となる者の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の特殊勤務手当に関する条例 (抄)

(汚水内作業手当)

第5条 汚水内作業手当は、次に掲げる場合（汚水又は汚泥内で作業又は業務を行う場合に限る。）に支給する。

(1) ゆとりとみどり振興局に所属する職員が、公園内に設置された便所の排水施設の維持管理作業又はその監督の業務のうち、人事委員会規則で定めるものに従事したとき

(2) 省 略

(1)

(3) 建設局に所属する職員が、道路の排水施設若しくは下水道若しくは公園内に設置された便

(2)

所の排水施設の維持管理作業又はその監督の業務のうち、人事委員会規則で定めるものに従事したとき

2 省 略

(感染症予防救済従事者手当)

第11条 感染症予防救済従事者手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 省 略

(2) 健康局又は西成区役所に所属する職員のうち人事委員会規則で定めるものが、環境改善地区において、結核の検診に関する業務（患者に直接接して行うものに限る。）に従事したとき

2 省 略

(危険動物等取扱手当)

第12条 危険動物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1)-(3) 省 略

(4) ゆとりとみどり振興局に所属する職員のうち人事委員会規則で定めるものが、危険動物を建設局

移送する作業（生命又は身体に対する危険が予測されるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したとき

2 - 3 省 略

(取締折衝等業務手当)

第13条 取締折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) ゆとりとみどり振興局、環境局、都市整備局若しくは建設局に所属する職員又は区役所に
経済戦略局

所属する職員のうち人事委員会規則で定めるものが、現場において、本市が所有し、又は管理する土地等を不法に占拠する物件（野宿生活者が所有し、占有し、又は管理するものに限る。）の撤去を目的として行う業務に従事したとき

(2) 省 略

2 省 略

(廃棄物等処理作業手当)

第15条 廃棄物等処理作業手当は、環境局に所属する職員が、廃棄物の検査作業又は本市が設置する一般廃棄物処理施設の維持管理作業若しくはその監督の業務（廃棄物を直接取り扱うもの
その他人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したとき（第5条第1項第3号の規定の
第1号

適用を受けるときを除く。）に支給する。

2 省 略